別表第十三注記表記載要領6注3に次のように加える。

(6)　同一の請負契約に関する未成測量支出金と測量損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成測量支出金の金額のうち測量損失引当金に対応する金額を、未成測量支出金と測量損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成測量支出金の金額を記載すること。

別表第十三注記表記載要領6注4(1)中「測量進行基準」を「工事進行基準」に改め、同注(5)を同注(6)とする。

別表第十三注記表記載要領6注12中「注11」を「注13」に改め、同注を同表注記表記載要領6注14とし、同表注記表記載要領6注11を同表注記表記載要領6注13とし、同表注記表記載要領6注8中「会社計算規則」の下に「（平成18年法務省令第13号）」を加え、「重要性の乏しい取引」を「関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。」を削り、同注を同表注記表記載要領6注10とし、同表注記表記載要領6注7の次に次のように加える。

注8　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注9　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

別表第十四の二から別表第十四の六までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

告　示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十三年三月財務省・農林水産省・経済産業省告示第三号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年四月四日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

目次

第一章　対象事業及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に係る事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事業及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口に係る事案及び次に掲げるもの

イ　「霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口」に係る事案

ロ　「平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」に係る事案

三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策がとられる事案であって、次に掲げるもの

イ　『「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口』に係る事案

ロ　「建築関連中小企業者対策特別相談窓口」に係る事案

ハ　「ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」に係る事案

ニ　「事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口」に係る事案

ホ　「ＳＦＣＧ関連特別相談窓口」に係る事案

ヘ　「高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口」に係る事案

ト　「新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」に係る事案

チ　「口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口」に係る事案

リ　「円高等対策特別相談窓口」に係る事案

ヌ　「日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口」に係る事案

ル　「株式会社武富士関連特別相談窓口」に係る事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十四年三月三十一日までとする。ただし、国際的な金融秩序の混乱に関する事案、前条第三号ニ及びホに係る事案については、平成二十三年三月三十一日までとする。

第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者

（対象となる者）

第三条　国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

二　国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　国際的な金融秩序の混乱による関連企業の倒産により、一時的に経営に困難を来している中小企業者等であって、中長期的に、経営が安定することが見込まれるもの

四　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

五　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等（経済成長戦略大綱（平成十八年七月六日財政・経済一体改革会議決定）等における新産業の創出又は活性化を図る事業その他の企業活力の向上に資する事業を実施するものに限る。）であって、その経営基盤の安定を図ることにより、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものに対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業有限責任組合その他これに準ずる事業体であって、当該国際的な金融秩序の混乱により、一時的に資金調達に困難を来しており、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置が講じられているものに限る。）